

介護保険課作成の平成24年12月27日付け文書についての補足資料

阪南市介護保険課長

南 真 一

<弓場秀昭様との経過>

日 時	経 過
平成24年11月26日（月）	・ご本人より南介護保険課長に、事業所みらいの電話対応がよくないの で、おまるの購入のような言いにくいものを購入する時は、一番親しいヘルパーからご本人宅に直接電話をかけてきてほしいということについての みらいへの要望に関する相談の電話があった。
平成24年11月30日（金）	みらい西之坊社長、奥永サー責が阪南市役所来所。 南、梶間課長代理対応。 ・みらいからの話しでは、11/27（火）にご本人宅を和田・奥永サー責 で訪問した時に、オマル購入というような言いにくいことをヘルパーと直 接やりとりがしたい時にはどうしたらよいのかと尋ねられ、ご本人から、 事業所の答えがほしいと言われた。その話の中で、ご本人としてはそのよ うな話はしていなかったようだが、みらいは「裁判所で対応してもらうこ ともできる」というようなご本人の発言があったので、すぐにでも契約解 除をしたいということを市に相談をもってきた。本来であれば、正規の手 続きを踏むのであるが、みらいは泉南市と了承済みと思ったため、阪南市 も判断が甘くなってしまう、その場で告知なしの即解約を了承した。また みらいは、本人との契約を継続できないので、その旨を伝えに行く時に阪 南市にも同席してほしいと依頼を受けた。そのため、みらいは、上記11 月26日の話のご本人から南に相談した電話の件について12月4日に打 ち合わせがあり、その時、解約を伝えに行くので市にも同席を依頼し、市 は職員を派遣することを承諾した。
平成24年12月4日（火） 14:00～19:00	ご本人宅を田脇CM、西之坊社長、奥永サー責、植田が訪問。 ・冒頭、ご本人は、植田が同席していたので、不審に思い尋ねると、みら いの社長は、「電話の件で中立な立場で同席してもらいました。」といっ たので、ご本人も電話の件であればと思い同席を許した。 ・会議では、みらいから聞いていた解約の話しをする前に、本来の会議の 主旨の気のおけないヘルパーと連絡するにはどうするかという予定どおり の話し合いをした。 ・ご本人には、まさか解約の話しをするために来ているとは知らなかつた が、そのおまるの電話の件の問題は時間がかかったが、その件はみらいも 了承し、会議の主旨の話し合いは無事解決した。しかし、奥永サー責は、 解約の話しにしようと思っていたが、解約のきっかけをつくれずに、予定ど おりのその件については本来の件で終了した。ご本人はこれまでの件につ いて誠意をもって答えていたので、そのため11月30日に解約の話しに いくと言っていたその解約の話しには全く触れずに会議を終えた。 ・同席した植田も帰庁したあと解約の話しができなかったことと、ことば の端々には解約の意思は変わっていないことを南に報告した。
平成24年12月5日（水）	みらいからヘルパー派遣を継続できないと報告あり。 ・前日に解約の話しをする予定だったができなかったことで、その件を梶間は 野口氏に解約できなかったことと、阪南市の利用者のことで対応しても らっていることについてお礼を言ったが、すでに野口氏はこの件について は聞いていたようであり、みらいの解約の意思は変わっていないと梶間に 伝えた。 ・ご本人は、みらいから夜に電話による解約を通知されたが、翌日からの サービスをどうするのかということで社長に明日再度来てほしいと依頼し たものの、社長は行くことができないと断った。そのためご本人は、あわ てて南に電話をしたが既に退庁していた。

平成24年12月6日（木） 15：30～19：30	ご本人宅を南、田脇CM、西之坊社長で訪問。 ・田脇CMが朝一番に介護サービスの原状回復をみらいに要請するが拒否される。そのため、ご本人は南に電話をし、同じころ野口氏は、前日の説明が不十分だったので市（南）に同行を要請した。 ・要請を受けた南は受諾し、みらいの解約理由を確認しご本人宅に向かうこととなった。 ・南は、訪問により即解約を正当化するためにご本宅を訪問する。そして、ご本人と会って直接理由を伝えれば、この解約を成立できるとして無理な理由をつけて解約式をすすめ、十分な話し合いもせずその場で社長を帰らせてしまった。 ・このことについて、ご本人は納得しないことを主張され、南も再検討しますとしてその場を終わらせ、「市のあずかり」としてご本人をごまかす形でこの契約放棄を正当化させた。
平成24年12月13日（木） 15：00～20：00	南、植田、田脇CMがご本人宅を訪問。 （田脇CMは17：00で退席） ・南は、みらいからすでに意図的な不信行為まがいの話を聞いていたので、契約破棄をつくろうため、解約の理由をご本人に問題があるかのようになりかえた。 ・ご本人は、本来は介護サービスの原状復帰がメインであったが、ご本人はそこまで言われたので、原状復帰より自分が危険な人物でないことを証明するために、また、名誉回復のために「1日でもいいからサービスに入ってほしい。できれば長くお風呂に入れていないので入浴サービスをお願いしたい」と伝える。 ・翌日、南と植田は、みらいにこのことを伝えるため訪問することとなる。
平成24年12月14日（金） 10：30～12：00	南、植田がみらいを訪問。 西之坊社長、奥永サー責対応。 ・ご本人の意向を伝えたが、他のヘルパーのやりくりができないので、ヘルパーを派遣することはできないといった様子であり、返事はもらえず帰ることとなる。
平成24年12月17日（月）	みらいから南にTELあり。 ・南に12/14のヘルパー派遣の依頼について、ヘルパーを1回といえども派遣する気がないと断りの電話があったので、ヘルパー派遣できないのであれば、派遣できない理由を改めてご本人に直接説明するよう伝えた。
平成24年12月19日（水） 13：30～15：30	南、梶間課長代理、西之坊社長、奥永サー責、田脇CMがご本人宅を訪問 ・契約解除の理由を社長より説明。その説明の時にみらいは、12月6日の解約式のときには派遣できるヘルパー全員がいなくなったことを主張していたが、その中で社長はヘルパーが行けなくなったのは、既にヘルパーに対して、11月30日の解約の話をすでに伝えてしまっていたので、そのような話を聞いた以上私たち（ヘルパー）も入りになかったと説明した。 ・そして、ご本人は、みらいに長い間お風呂に入れていないことを伝えて、誰でもいいから来てほしいと伝えた。というのも、12月13日に南がご本人は危険人物であるというようなことを言っていたので、ご本人はこの時点では、ご自身が危険人物でないことを証明するのが最優先すべきことと思っていたようで、契約不履行の問題よりも名誉を回復するために入浴サービスのみを要請した。 ・そして、社長と奥永サー責とでご本人の入浴サービスを提供することとなった。また、ご本人はこのことで、自分の名誉を回復できるとしてしまった。
平成24年12月21日（金） 17：00～21：29	南がご本人宅を訪問。 ・録音してある面談の記録データをご本人のパソコンに取り込む。 ・ご本人は、すでにお風呂に入ることが決まっていたので、南にそれ以上の要請はしなかったが、今回の即解約は今でも許せないと伝えた。

平成24年12月27日（木）

上甲議員、草竹部長、南、梶間課長代理でご本人宅を訪問。

- ・ご本人が上甲議員に相談し、今回の件について正式に市に真実について説明を求めたので、同日、南は求められたその文書を作成後に持参し説明した。

- ・しかしながら、この時点では今回の件について、最初からすべての経緯と、また、市の判断や見解を全てみらいと南を擁護するための文書に終始してしまい、ご本人をさらに文書でも意図的に批判する形になった。